

原子力施設等におけるトピックス
(令和3年10月11日～10月17日)

令和3年10月20日
原子力規制庁

○令和3年10月11日～10月17日の間に発生した以下の法令報告事象に該当する事案は、下表のとおり。

- 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案(発生に係る報告に限る)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
10月12日	東芝マテリアル株式会社	東芝マテリアル株式会社	核燃料物質等の管理区域外漏えいについて	

○主要な原子力事業者(*)の原子力事業所内で令和3年10月11日～10月17日の間に発生した以下に該当する事案は、下表のとおり。

- 保安規定に定める運転上の制限から逸脱した事案
- 原子炉等規制法第62条の3に基づく報告事項に該当しないが安全確保に関係する事案で、事業者がプレス公表したもの

*……原子力発電所を所有する電気事業者、日本原子力研究開発機構及び日本原燃(株)

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考

<参考> 海外の原子力施設におけるトピックス 該当なし

<その他> 該当なし

(別紙) 東芝マテリアル株式会社からの報告の概要

令和3年10月12日

東芝マテリアル(株)から核燃料物質等の 管理区域外漏えいについて報告を受けました

原子力規制委員会は、本日（12日）、東芝マテリアル株式会社（以下「東芝マテリアル」という。）から、核燃料物質等の管理区域外での漏えいについて、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく法令報告事象に該当するとの報告を受けました。

記

1. 東芝マテリアルからの報告内容

本日（12日）、東芝マテリアルから、使用している核燃料物質が管理区域外へ漏えいした可能性が否定できないため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく法令報告事象に該当するとの報告を受けました。

東芝マテリアルから受けた報告の概要は別紙のとおりです。

2. 原子力規制委員会の対応

今後、東芝マテリアルが行う原因究明及び再発防止策について、確認していきます。

《担当》 原子力規制庁 長官官房 総務課 事故対処室
室長 金子 真幸
担当 梶田 幸祐

電話：03-3581-3352（代表）

03-5114-2121（直通）

東芝マテリアルからの報告の概要
(10月12日12時22分までに受けたもの)

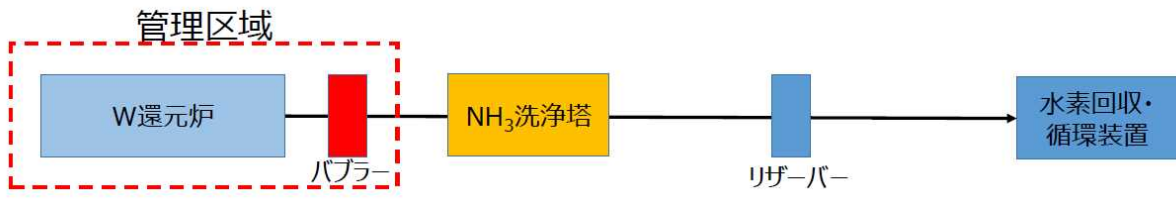
○東芝マテリアルは、同社に隣接する株式会社東芝横浜事業所（以下、東芝横浜事業所という。）の構内（非管理区域）に保管されている廃材※から放射線を検出（廃材外表面の放射線量率：最大 $1.8\mu\text{Sv/h}$ 、廃材の外表面の汚染密度：最大 6.7E-1Bq/cm^2 ）し、核種分析したところ、トリウム由来の放射性物質であることが判明した。

○調査の結果、同社が使用するトリウム（核燃料物質）が管理区域外に漏えいした可能性を否定できないとし、本日（10月12日）12時22分、同社は核燃料物質の使用等に関する規則第6条の10第7号（核燃料物質が管理区域外に漏えいしたとき）に該当することから、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定に基づく法令報告事象に該当すると判断した。

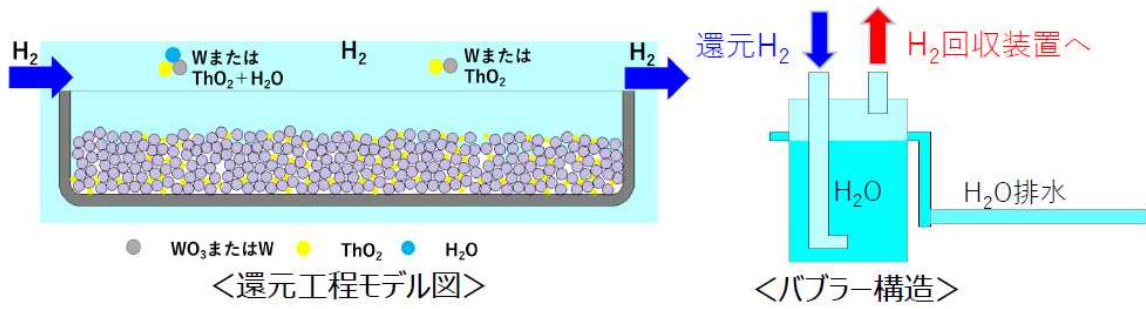
○なお、当該廃材は東芝横浜事業所の建屋内で特定の区域を設定し、シートで覆って保管し、施錠管理により人の立入制限をしている。

※当該廃材は、東芝横浜事業所が非管理区域に設置・管理している水素回収・循環装置を平成26年3月に更新した際に発生したもの。また、この水素回収・循環装置はトリウム含有タングステンの製造ライン（東芝マテリアル所有、管理区域内に設置）に直結されていた。

以上



トリウム含有タングステンの製造ライン



W還元炉及びバブラーの概念図



核燃料物質が検出された廃材

2021-10-12

東芝マテリアル株式会社
東芝デバイス&ストレージ株式会社
株式会社東芝東芝マテリアル株式会社における放射性物質の管理区域外での漏洩に関する
原子力規制庁への報告について

東芝デバイス&ストレージ株式会社のグループ会社である東芝マテリアル株式会社（所在地：神奈川県横浜市磯子区 以下、東芝マテリアル）において、放射性物質が管理区域外に保管されている廃材から検出され、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」が定める法令報告事象として原子力規制庁へ本日報告しました。

東芝マテリアルでは、タングステンおよびモリブデンの製造において放射性物質の一つであるトリウムを使用しており、管理区域に設定された東芝マテリアルの建屋の一部で管理しています。この度、東芝マテリアルの管理区域外である株式会社東芝横浜事業所内で2014年に実施した動力設備の更新工事で発生した廃材から、東芝マテリアルが使用しているトリウム由来の放射性物質が検出されました。^注

2014年当時、上記事業所においては、産業廃棄物処理会社から放射線量の基準値を超える廃材が返却されましたが、その際に詳細調査を実施しなかったこと、さらに現在に至るまで同廃材を残置した経緯については、現在詳細調査中です。

なお、本件の発生を受けて実施した社内調査において、当該廃棄物および保管場所、近傍空気中は被ばく管理上問題のないレベルであり、現行の動力設備でも放射性物質による汚染がないことを確認しています。今回の事態により、関係する皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫びいたします。

今後、本件に関する原因究明と再発防止策を早急に取り纏め、10月下旬をめどに東芝マテリアルから原子力規制庁に報告する予定です。

注 東芝マテリアルは、株式会社東芝横浜事業所の敷地内で操業しています。

*その他の社名・商品名・サービス名などは、それぞれ各社が商標として使用している場合があります。

以上

本資料に関するお問い合わせ先：

東芝マテリアル株式会社

管理部 総務・勤労担当 TEL：045-770-3100